

令和7年度 運営指導における主な指導事例（訪問介護に関する事項）

1 人員基準

(1) サービス提供責任者について

要確認！！

【事例】

サービス提供責任者の配置が適切でない。

- ア サービス提供責任者は、常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上配置する必要があります。

2 運営基準

(1) 指定訪問介護の基本的取扱方針について

【事例】

提供したサービスについて、評価を行っていない。

- ア 目標達成度の度合いや利用者及びその家族の満足度等について評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければいけません。

(2) 訪問介護計画の作成について

【事例】

サービス提供時間を変更したにもかかわらず、訪問介護計画を変更していない。

- ア サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う必要があります。

【事例】

訪問介護計画のプログラム等に、併設するサービス付き高齢者向け住宅についての内容が記載されている。

- ア サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成してください。

(3) 管理者及びサービス提供責任者の責務について

【事例】

訪問介護計画に即した手順書が作成されていない。

- ア 利用者の心身の状況を踏まえて作成された訪問介護計画に即した手順書を作成し、具体的な内容等を訪問介護員に指示する必要があります。

3 介護報酬

(1) 特定事業所加算について

【事例】

従業者ごとの具体的な研修の目標，内容等を定めた計画を策定していない。

ア 従業者ごとに，個別具体的な研修の目標，内容，研修期間，実施時間等を定めた計画を策定してください。

イ 個別研修計画は，年度当初に作成するのが望ましい。

(2) 同一敷地内建物等減算について

!!過誤調整案件!!

【事例】

同一敷地内建物等に居住する利用者に対して，減算を適用していない。

ア 「訪問介護事業所が所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」若しくは「訪問介護事業所と同一の建物」に居住する利用者または訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問介護を行った場合は，減算が適用されます。

イ この場合の利用者数は，1月間（暦月）の利用者数の平均を用いるが，指定相当第1号訪問事業と一体的な運営をしている場合，第1号訪問事業の利用者を含めて計算する必要があります。